参考資料2

八尾市

同居リフォーム補助



最为20万円

同居をするための様々なリフォーム工事が補助対象となります。

※詳細については裏面をご確認ください。

【問い合わせ先】

八尾市建築部住宅政策課 TEL:072-924-3783(直通)

E-Mail:jyutakuseisaku@city.yao.lg.jp

同居支援補助金について



補助申請の流れ

事前相談



事前協議書

の提出



契約締結



リフォーム工事



同居開始



補助金交付申請書

の提出



補助金の交付決定



補助金の請求



補助金の支払い

1. 要件等

·対象住宅

親世帯が所有し、I年以上継続して居住している住宅 (マンションなどの共同住宅を除く)

·対象世帯

親世帯が所有している住宅に、次のいずれかの子世帯が同居すること

- ①2人以上で全員が 39 歳以下の世帯
- ②小学生以下の子とその親で構成される世帯

2. 必要書類等

・ 事前協議書の提出について

次の書類を提出してください。

- □事前協議書
- □同居を行う住宅の概要が確認できる書類(位置図、建築確認概要書など)
- □リフォーム工事図面
- □リフォーム工事を行う箇所の現況写真
- □リフォーム工事の見積書
- ・ 補助金の交付申請書の提出について

次の書類を提出してください。

- □交付申請書
- □誓約書
- □子世帯の戸籍謄本(写しでも可)
- □子世帯全員分の戸籍の附票(写しでも可)
- □親世帯全員分の戸籍の附票(写しでも可)
- □同居する住宅の全部事項証明書(写しでも可)
- □リフォーム工事の領収書及び請求書の写し
- □リフォーム工事の契約書の写し
- □リフォーム工事の完了写真
- 3. 補助金額(リフォーム工事に要した費用の 1/2)

最大 20 万円

4. その他 (注意事項等)

- ・同居やリフォーム工事を行う前に事前協議書の提出が必要となります。
- ・補助金交付後5年以上居住する必要があります。
- ・その他、詳細については住宅政策課までお問い合わせください。